

平成19年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本整備計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされている。

内閣の承認を得た整備計画に基づいて行う特定港湾施設整備事業に対し、政府は、必要な資金の融通に努めることとなる。

(特定港湾施設整備事業とは)

特定港湾施設整備事業は地方債を充当して行う次の二つの事業で構成される。

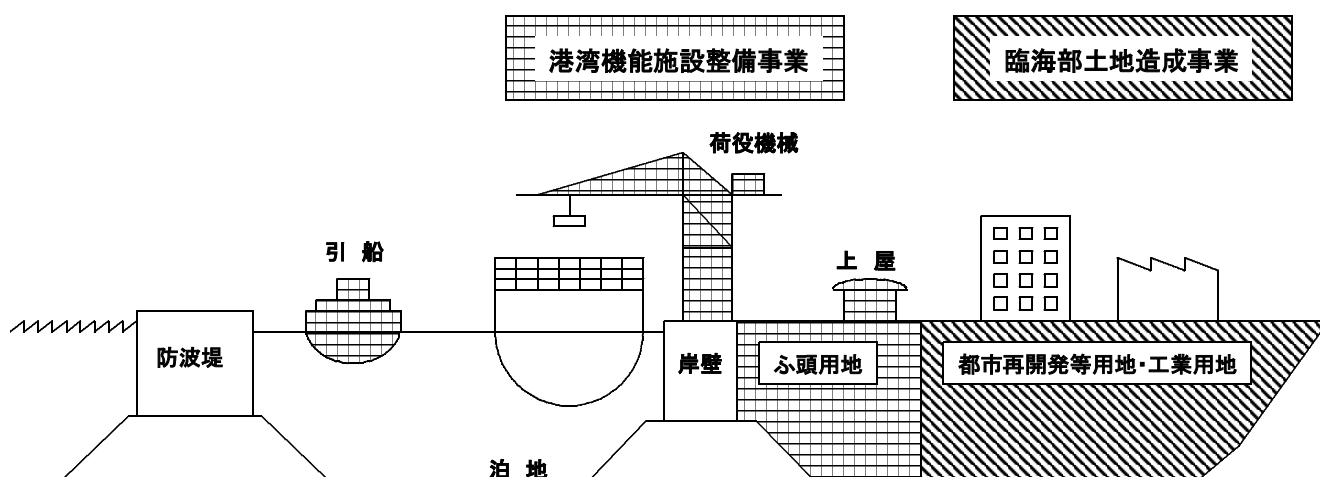
①港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）で実施する岸壁等の港湾施設と一体となって機能する上屋、荷役機械、ふ頭用地等の整備に関する事業。

②臨海部土地造成事業

公共ふ頭の整備と連携する港湾関連用地、都市化の進展に対応するための用地、地域の活力を支える産業のための用地等の造成に関する事業。

特定港湾施設整備事業概念図



注) 白抜きの施設（防波堤・岸壁・泊地等）は、公共事業（港湾整備事業）によって整備される。

1. 整備計画
資料参照

2. 整備計画の事業規模

(単位：百万円)

事業区分	事業費
港湾機能施設整備事業	39,463
臨海部土地造成事業	21,243
合計	60,706

平成19年度 特定港湾施設整備事業基本計画書

施設名	単位	数量	事業費	港名
上屋棟	棟	21	(百万円) 1,529	釧路、千葉、伏木富山、舞鶴、大阪、岩国、 八幡浜、下関、志布志 (以上9港)
荷役機械	基	24	6,766	苫小牧、釧路、仙台塩釜、新潟、敦賀、清水、 三河、大阪、徳山下松、今治、下関、北九州、 博多、大分、志布志 (以上15港)
ふ頭用地	千㎡	853	31,112	苫小牧、根室、函館、小樽、留萌、大船渡、 仙台塩釜、相馬、小名浜、常陸那珂、鹿島、 千葉、木更津、新潟、直江津、七尾、金沢、 敦賀、福井、御前崎、三河、名古屋、津松阪、 四日市、舞鶴、阪南、大阪、姫路、 尼崎西宮芦屋、境、西郷、水島、呉、徳山下松、 岩国、宇部、徳島小松島、八幡浜、新居浜、 下関、荏田、三池、北九州、博多、中津、別府、 佐伯、臼杵、鹿児島、志布志、川内、西之表、 中城湾、那覇、平良、石垣 (以上56港)
貯木場	箇所	1	56	伏木富山 (以上1港)
(港湾機能施設整備事業) 計			39,463	
都市再開発 等用地	千㎡	552	(百万円) 20,738	小樽、留萌、青森、常陸那珂、清水、御前崎、 舞鶴、堺泉北、阪南、大阪、姫路、水島、広島、 尾道糸崎、呉、栗津、高知、下関、荏田、 北九州、博多、志布志、中城湾 (以上23港)
工業用地	千㎡	44	505	八戸、石巻、大船渡、北九州 (以上4港)
(臨海部土地造成事業) 計			21,243	
合計			60,706	